

高知大学総合教育センター大学教育創造部門大学連携

e-Learning 教育支援センター四国高知大学分室規則

平成 25 年 9 月 19 日  
規 則 第 40 号

(趣旨)

第 1 条 高知大学総合教育センター大学教育創造部門に大学連携 e-Learning 教育支援センター四国高知大学分室（以下「センター分室」という。）を置き、高知大学総合教育センター規則第 11 条の規定に基づき、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センター分室は、国立大学改革強化推進補助金事業「四国 5 大学連携による知のプラットフォーム形成事業」の共同実施に関する協定に基づき、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学及び高知大学（以下「四国地区国立大学」という。）の緊密な連携の下で、「四国における e-Knowledge を基盤とした大学間連携による大学教育の共同実施」を推進し、教育の質の向上を図ることを目的とする。

(業務)

第 3 条 センター分室は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 大学教育・大学院教育の共同実施に関すること。
- (2) 四国地区国立大学で相互補完した教養・専門教育コンテンツ群の開発に関すること。
- (3) 大学教育・大学院教育の共同実施を円滑にするための学内調整に関すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第 4 条 センター分室に、次の各号に掲げる室員を置く。

- (1) 分室長
- (2) 分室教員
- (3) 分室職員

2 分室長は、分室の業務を掌理する。

3 分室教員及び分室職員は、分室の業務を処理し、従事する。

4 第 1 項に掲げる室員は、学長が指名し、任命する。

(任期)

第 5 条 前条第 1 項第 1 号に掲げる分室長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、

分室長が欠けた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 センター分室の円滑な運営を図るため、その運営に関する委員会を置くことができる。

(事務)

第7条 センター分室に関する事務は、学務部学務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、センター分室の運営に関し必要な事項は、分室長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に任命される第4条第1項第1号の分室長の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。